

## 第513回: You're Fired・クビになった銀行幹部

毎朝目を通して中国の腐敗を取り締まる総本山のHPに、面白い記事を発見した。総本山とは、中国共産党「中共中央紀律検査委員会(以下:規検委)」と、国家機関である「中華人民共和国国家監察委員会」の二組織だが、実質は一つの組織が二枚の看板を掛けており、規検委トップ(書記)は、中国最高指導部(チャイナセブン)の序列第6位・趙楽際(62歳) 党中央政治局常務委員。一方監察委トップ(主任)は規検委の副書記を兼務するヒラ政治局委員の楊曉渡(65)だから、党組織の方が国家組織よりも格上に見えるが、楊氏は第1期習近平政権で規検委に君臨し、鬼神も震え上がる勢いで腐敗追放を進めた王岐山・前規検委書記(現・国家副主席)の一の子分であり、趙・楊両氏の力関係はかなりビミョーな印象がある。

それはさておいて、4月12日に公表された腐敗官僚は、交通銀行・発展研究部の元総経理・李楊勇という御仁。交通銀行は5大商業銀行の一角を占める国有系銀行だが、取締役会メンバーでもない単なる一部長のスキャンダルが、なぜ全国区の掲示板に載るのかよく分からない。何らかの疑惑に絡む交通銀行上層部への警告かも知れない・単なる想像だが、彼本人の罪状は次の通りだそう。

今般中央規検委・国家監察委員会は交通銀行への立ち入り検査を実施し、同行発展研究部の元総経理・李楊勇による重大な規律違反と法律違反を調査した。

調査の結果、李楊勇は重大な政治規律に違反し、組織調査に抵抗し(注:調査妨害や証拠隠滅を指すと思われる)、迷信活動(後述)を行ったことが明らかとなった。

中央八項目規定(注:贅沢や形式主義を禁止する党中央命令)の精神に反し、礼品・礼金の贈与・受贈、民営企業の提供した宴会・旅行・ゴルフ等への参加を行った。

組織紀律違反:個人的な問題を不当に報告し、組織からの問い合わせに対し、正しい説明を行わなかった。

清廉潔白に関する規律違反:長期間にわたり他人の財産を收受し、民間企業の提供する無償の乗用車提供や、自宅の改修等を受け入れた。

工作規律違反:融資業務やインフラプロジェクトに容喙・干渉し、入札や審査内容を漏洩した。

生活規律違反:職務権限を利用し、他人への利益を追求し、その見返りとして賄賂を受取るなど、贈収賄の罪に手を染めた。

その結果、李楊勇氏は、職務を解かれ、党籍も剥奪され、検察官送致されることになった。懲役10年から、無期懲役の中間くらいの処分が下ることになりそうだ。

筆者も元銀行員であり、中国金融業界とは30年近いお付き合いがあるが、国有銀行の不幸事は、むかしから頻繁しており、数年に一度くらいの確率で、最高経営幹部が捕まったり、引責辞任に追い込まれたりしているが、いつまで経っても根絶は難しそうだ。

腐敗や汚職で失脚した銀行幹部のなかで筆者と面識のあった方々を列挙すると、中国人民銀行・副総裁1名、証監会・副主席1名、四大国有銀行の行長・副行長クラス約10名の名前と顔がすぐ思い浮かぶ。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

それにしても、この交通銀行幹部の汚職は頂けない。金融犯罪が全てカバーされているではないか。

面白いのが、彼の罪状のなかに“迷信活動”というのがあり、これだけでは内容は不詳だが、中国が邪教と認定する“法輪功”などの宗教活動ではないだろう。

迷信活動の有名な例では失脚した薄熙来・元政治局委員が、大連市長時代の1999年、市庁舎前にあった巨大なソ連軍“烈士記念塔”を、風水が悪いからとの理由で、30キロも離れた旅順市に大移動させる浪費プロジェクトを敢行したことがある。まるで笑い話のような珍事だが、風水は権力欲の権化のような中国の政治家や官僚にとって藁をもすがる対象であり、共産党が“迷信活動”と認定するのは、ごもつともだ。

交通銀行の不祥事は、規制だらけの上に、間接金融のウエイトの高い中国金融の制度上の問題でもある。国有銀行の融資が国有企業に傾斜するのは、社会主義国においてごく自然の流れであり、限られたパイの分け前にあずかろうとして、民営企業が銀行幹部に“攻勢”をかけるのは当然のことだ。

むかし、日中合弁企業の新年会に招かれたことがあり、税務署や取引銀行、工商行政管理局等の幹部と一緒に呑めや歌えの楽しいひと時を過ごし、帰り際にクッキーと春節記念品の入った手提げ袋を頂いたが、中に数百元の現金が入っていたのに吃驚したことがある。勿論筆者のような外部の人には渡さない予定であったところ、受付の担当者が名札と引き換えに、間違った袋を渡したようだ。一緒に帰った日本の友人は黄色い袋を持っていたので、それが外人用で、筆者が頂いた赤い袋は中国人用だったようだ。

上海に駐在していた20年ほど前のこと、筆者は週末になると連日ゴルフ場に通ったものだが、メンバーだったゴルフ場が予約できず、ローカルのゴルフ場に行くと、高級官僚や銀行幹部、国営企業の経営者たちとバッタリ遭遇し、お互い複雑な面持ちで挨拶を交わしたものだ。勿論彼ら全員が社用族であり、あのころポケットマネーでゴルフ場に出動する中国人は、いるわけがなく、プレー代、タクシー代、宴会費用、お土産、全てがスポンサー丸抱えであったのは言うまでもない。

当時日本企業や金融業界が主催するゴルフコンペに参加すると、300元程度の参加費用と引き換えに、幹事が領収書を渡し、日系企業はみな経費で落としていたようだが、中国企業の接待三昧の内情を知悉する筆者は、ゴルフとナイトクラブだけは仮令業務関連でも絶対に交際費は使わないようにしていた。社内にも足を引っ張ろうとする品性卑しい連中もいたからね。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成31年4月15日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学  
同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



## 著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等 ご投資にあたっての注意事項

### 手数料等およびリスクについて

#### ① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420%(税込み)、最低 3,240 円(税込み)(売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額)の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額(現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額)に対して最大 0.8640%(税込み)の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込(一部の投資信託は換金)手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864%(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320%(税込み)、最低 2,700 円(税込み)の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号  
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040